

幼稚園、保育施設等の 利用手続きについて

さいたま市



新制度になると利用手続きが変わります

利用のための認定を新たに受ける必要があります

- 新制度において、「施設型給付」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育等の施設を利用するには、保護者は市に対して、子どもの年齢や保育の必要性の有無により分類される、「区分」を定めるため「支給認定の申請」を行い、支給認定を受けていただくことになります。



- 保護者から「支給認定申請」を受けた市は、子どもの「区分」の認定と併せて、子どもが、保育を必要とする場合に該当すると認めたときは、「保育の必要性の認定」を行い、「認定区分」や「保育必要量」等を記載した「支給認定証」の交付を行います。

3つの認定区分

認定区分	対 象	利用施設
教育標準時間認定 	お子さんが 満3歳以上 で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園 【幼稚園部分】
満3歳以上・保育認定 	お子さんが 満3歳以上 で、「 保育の必要な事由 」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 【保育部分】
満3歳未満・保育認定 	お子さんが 満3歳未満 で、「 保育の必要な事由 」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 【保育部分】 小規模保育等

支給認定

- 新制度では、3つの認定区分（1号・2号・3号）に応じて、利用可能な施設（認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等）が決まっていくなど、新制度で運営される施設を利用するためには、認定の申請を行い「支給認定」を受けることが必要となります。
- 「支給認定証」の交付をもって、施設等の入園承諾がされることではなく、認定を受けた保護者は、市の関与※1の下、施設・事業者等と直接契約を行うこととなります。
※1 保育を必要とするお子さん（2号・3号認定）の場合、利用調整（入所選考）を行い、施設の利用の可否が決まります。
- 現在、保育施設等に在園されているお子さんで、平成27年4月以降、引続き保育施設等の利用を希望する場合、支給認定の申請を行い「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- 支給認定を受けた場合、保育の必要性や利用者負担（保育料）の切り替え等を確認するため、1年に1回「現況届」を市に提出する必要があります。
また、上記の事由に変更がある場合、「支給認定変更申請書」の提出が必要です。
- ちなみに、現在、さいたま市独自の基準を満たし、市から認定を受けているナーサリールーム、家庭保育室等を利用されているお子さんは、同施設が新制度に位置付けられた施設に移行しない場合で、平成27年4月以降も引続き同施設の利用を希望するときには、「支給認定の申請」は、不要です。

施設の新制度への移行に伴う利用者の手続きについて

●平成27年4月から
利用を始める方
(新規入園者)



① **1号認定** (幼稚園、認定こども園【幼稚園部分】)

⇒施設に支給認定申請書を提出

② **2・3号認定** (保育所、認定こども園【保育部分】、
小規模保育等※2)

⇒区の支援課又は施設に支給認定申請書を提出

※2 新設の保育所、新規の認定こども園、小規模保育等は、**区の支援課**に支給認定申請書を提出してください。(施設への提出は不可)

●現在、施設を
利用している方
(継続利用者)



③ **1号認定** (幼稚園、認定こども園【幼稚園部分】)

⇒施設に支給認定申請書※3を提出

④ **2・3号認定** (保育所、認定こども園【保育部分】)

⇒施設に支給認定申請書※3を提出

※3 申請時期や手続き方法は、後日、在園施設を經由して、お知らせいたします。

平成27年4月から利用を始める方（新規入園者）

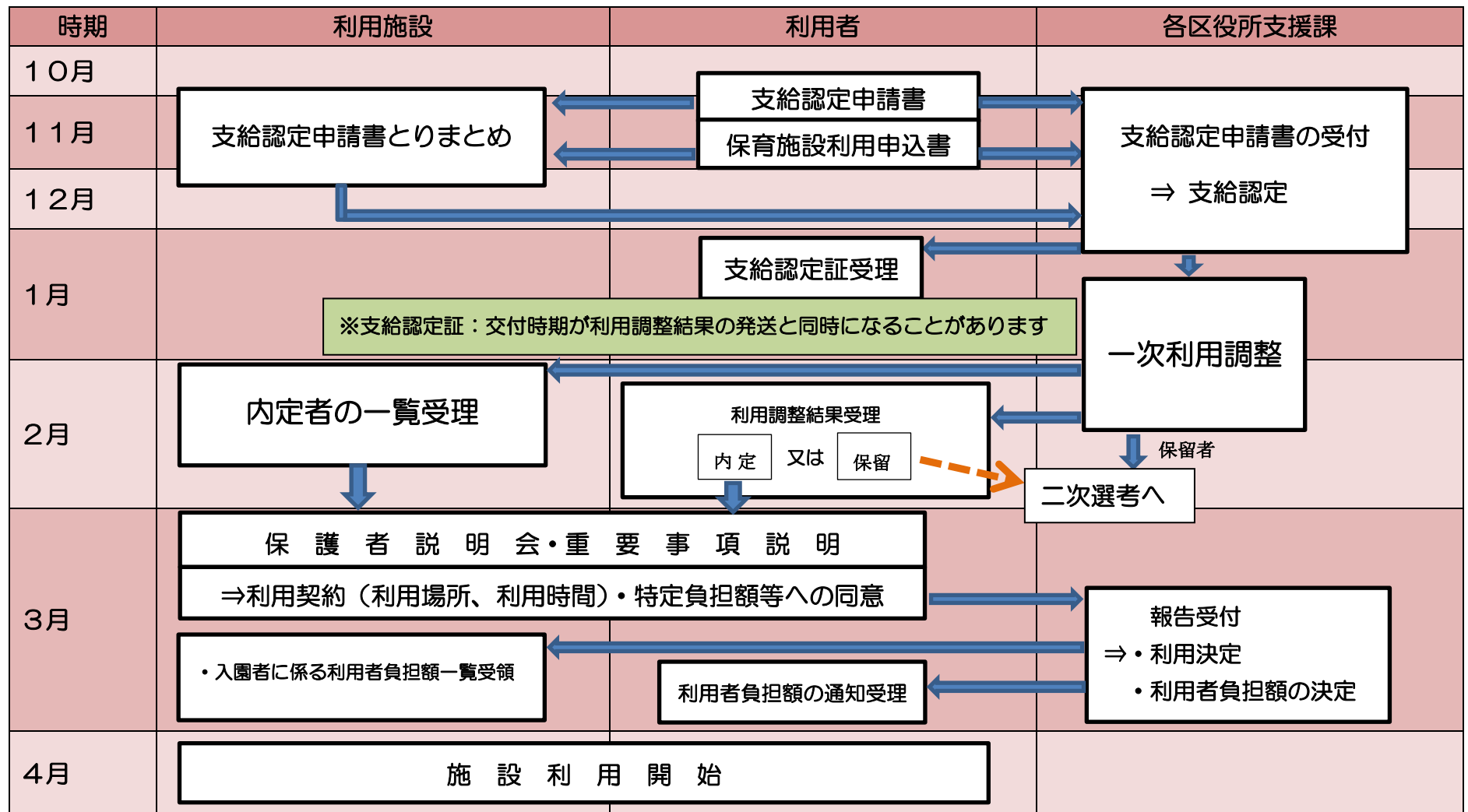
① 1号（幼稚園（※4）・認定こども園【幼稚園部分】）の手続きについて

※4 新制度に移行する幼稚園

時期	利用施設	利用者	各区役所支援課
10月	園児募集（願書配付）		
11月		応募	
	入園内定 及び 内定者に支給認定申請書配付		
12月		支給認定申請書	
	申請書とりまとめ		
1月	- 利用者に関する支給認定一覧受理 - 支給認定証の受領	支給認定証受理	- 内定者の一覧受理 - 支給認定申請書の受付 ⇒ 支給認定
2月	重要事項説明⇒利用契約（利用場所、利用時間）・特定負担額等への同意		
3月	利用契約の報告 - 入園者に係る利用者負担額一覧受理 - 利用者負担額の通知受領	利用者負担額の通知受理	報告受付 ⇒利用者負担額の決定
4月	施設利用開始		

平成27年4月から利用を始める方（新規入園者）

② 2・3号（保育所・認定こども園【保育部分】・小規模保育等）の手続きについて



現在、施設を利用している方（継続利用者）

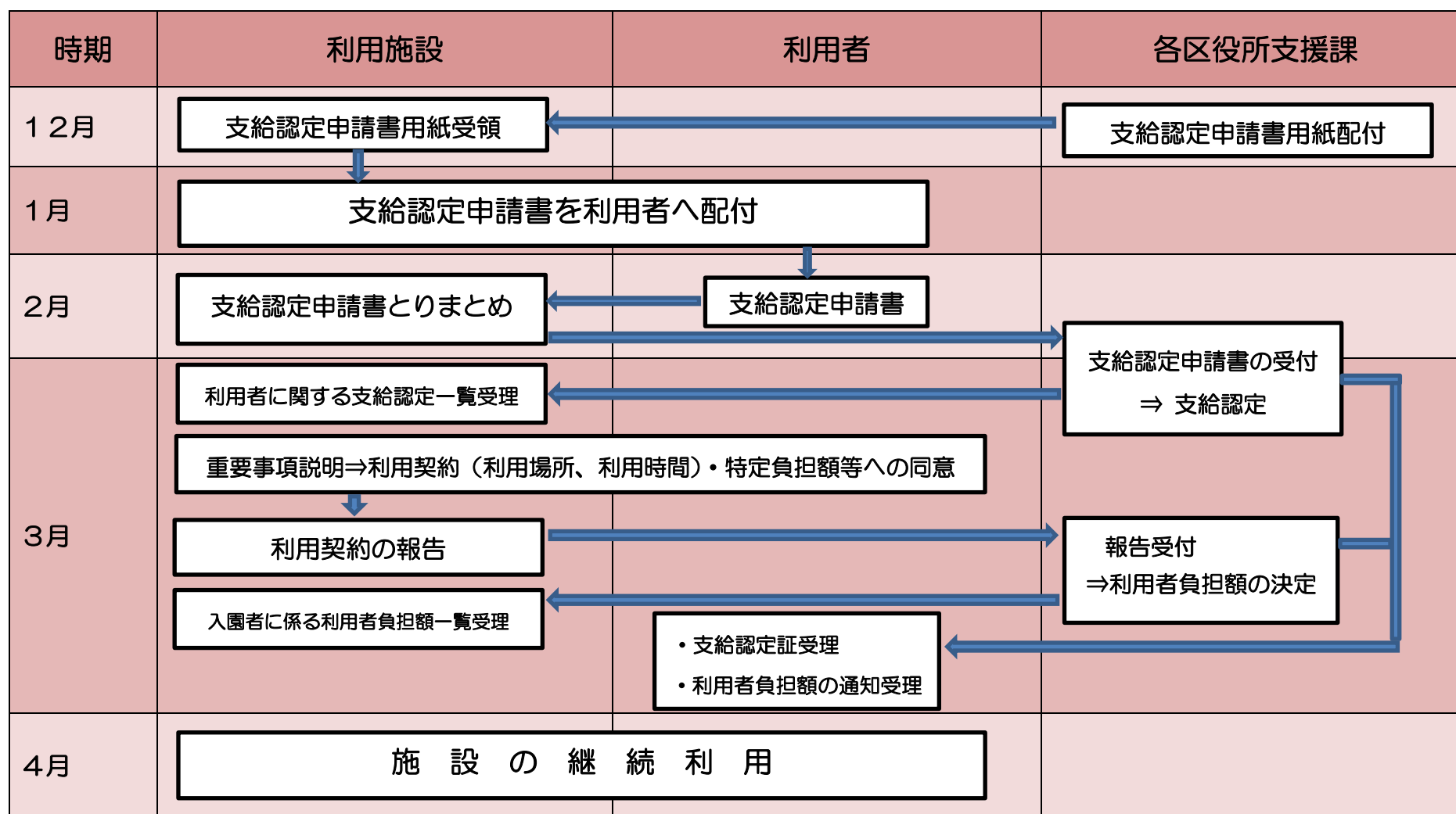
③ 1号（幼稚園※4）・認定こども園【幼稚園部分】の手続きについて

※4 新制度に移行する幼稚園

時期	利用施設	利用者	各区役所支援課
10月	支給認定申請書用紙受領		支給認定申請書用紙配付
11月	支給認定申請書を在園者（H27.4以降継続利用希望者）へ配付		
12月		支給認定申請書	
1月	支給認定申請書とりまとめ		支給認定申請書の受付 ⇒ 支給認定
	・利用者に関する支給認定一覧受理 ・支給認定証の受領	支給認定証受理	
2月	重要事項説明⇒利用契約（利用場所、利用時間）・特定負担額等への同意		
3月	利用契約の報告		報告受付 ⇒利用者負担額の決定
	・入園者に係る利用者負担額一覧受理 ・利用者負担額の通知受領	利用者負担額の通知受理	
4月	施設の継続利用		

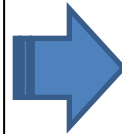
現在、施設を利用している方（継続利用者）

④ 2・3号（保育所・認定こども園【保育部分】）の手続きについて



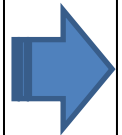
新制度への移行を伴わない施設の利用者の手続きについて

●新制度へ移行しない
幼稚園を利用している・
利用する方



⑤ 現行制度（私学助成）により運営する幼稚園
⇒現行と同様に、施設に申請書(願書)を提出

●新制度へ移行しない
ナースリールーム
家庭保育室
地域型事業所内保育施設
その他認可外保育施設
を利用している・利用する方



⑥ ・市認定のナースリールーム・家庭保育室・
地域型事業所内保育施設
・市認定以外の認可外保育施設
⇒現行と同様に、施設に申し込む

⑤、⑥ともに、支給認定の申請は不要です

新制度へ移行しない幼稚園を利用している・利用する方

⑤ 現行制度（私学助成）により運営する幼稚園の手続きについて

現行と同様の手続きとなります

時期	利用施設	利用者
10月	園児募集（願書配付）	
11月		応募
12月～	入園内定	
3月	園と利用契約を結ぶ	
4月	施設利用開始	

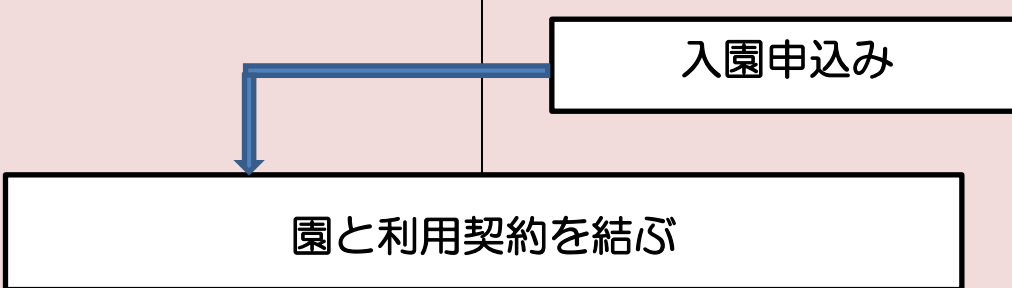
◎新制度に移行を希望しない幼稚園に通われる方への、就園奨励費補助、園児教育費助成については、平成27年度においても、継続する予定です。

新制度へ移行しない市認定の保育施設及び
市認定以外の認可外保育施設を利用している・利用する方

⑥ ナーサリールーム・家庭保育室・地域型事業所内保育施設、
市認定以外の認可外保育施設の手続きについて

現行と同様の手続きとなります

各施設に、直接申し込みください

時期	利用施設	利用者
施設の募集人数・ 空き状況等により 異なる	 入園申込み 園と利用契約を結ぶ	

◎ナーサリールーム・家庭保育室・地域型事業所内保育施設に入園されている方
への「保護者負担軽減」の制度については、平成27年度においても、継続
する予定です。